令和7年度 高浜町海外留学委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度 高浜町海外留学委託業務

2 目的

高浜町在住の中学3年生から高校生及び18歳までの生徒等を対象に海外留学を希望する 次世代に向け、広い視野と国際的感覚を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成することを 目的として、短期留学を支援し、本事業を実施する。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 行先

フィリピン

5 留学内容

現地の語学学校での「英語学習15時間以上」を基本とし、現地学校との交流、アクテビティー等外国の文化に触れ、体験する機会や知識・見聞を広げることのできる内容とすること。 なお、語学学校等の選定については、現地情報を収集し安全確保について十分に配慮すること。

6 留学実施計画(案)

- 8月下旬の夏季休業中の約1週間 8月23日~29日 (予定)
- ※天災や航空便等の状況など、特別な理由でやむを得ず上記の期間内から日程がずれる場合は、事前に調整すること。※搭乗者は同一便とする。

7 対象者

中学3年生から高校生及び18歳までの生徒等

8 留学予定人数および最小催行人数について

留学生は最大16名以内とし、本町からの引率者は無しとする。 なお、高浜町海外留学委託業務の最小催行人数は、発注者と協議の上決定する。

9 宿泊施設

宿泊施設については、留学生の安心・安全を第一に考え選定すること。 ホテル泊を行う場合は、1室2名までとし、また異性が同室とならないように配慮すること。

10 食事

全行程の食事を用意すること。なお、食物アレルギー対応等には十分配慮すること。

1 1 添乗員

すべての行程に添乗員を同行させること。添乗員は、本事業の趣旨を十分に理解した上で 添乗員業務を行うこと。

12 高浜町海外留学委託業務の実施について

高浜町海外留学委託業務は、別紙「令和7年度高浜町海外留学委託業務実施要項」を踏まえた内容とする。

13 留学生の募集及びサポート

高浜町海外留学委託業務を利用する留学生(以下「留学生」という。)に係る以下の業務を行う。なお、国内外の情勢により海外渡航が困難になる等、現地への訪問が不可能となった場合、発注者、受注者協議の上、代替での実施を行う。

- (1) 留学生募集に伴うチラシの作成、説明会
- (2) 留学生の渡航に係る行程手配等
- (3) 留学生及び保護者を対象とした出発前オリエンテーションの実施
- (4) 必要に応じて、留学生及び保護者を対象とした出発前のカウンセリングの実施
- (5) 関係者間の緊急連絡体制の整備
- (6) 留学先諸機関との折衝・調整
- (7) 留学生の現地生活における支援
- (8) 国内外の移動車両等の手配及び添乗員の同行
- (9) プログラムの推進に関する必要な情報の提供
- (10)プログラムの成果と課題の検証
- (11) 留学後事後研修の実施
- (12) その他、本業務が適切に実施されるために必要な業務

14 打合せ

業務の実施にあたって、受注者は発注者と綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等について相互に確認する。

15 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

16 再委託

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

17 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱・ 管理について十分留意すること。

18 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合は、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額の変更が生じる場合
- (2) 委託期間の変更を行う場合
- (3) 発注者と受注者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合
- (4) 代替での実施により契約金額や委託期間に変更が生じる場合
- (5) その他発注者又は受注者との協議で決定された場合

19 費用について

本契約に係る費用は、受注者と高浜町の契約によるものとする。

20 疑義等

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に明記されていない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。